

令和4年安曇野市議会 9月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 23 号	1
報告第 24 号	2
議案第 95 号	3
議案第 96 号	5

報告第 23 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市穂高有明 10368 番地 1 付近における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 15 日付けです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 4 年 6 月 21 日、安曇野市穂高有明の市道を公用車が走行中、スーパー駐車場から市道に進入した相手車両と接触したことによる自動車事故です。

3 和解の内容

本件事故の原因は、相手運転手の不注意ではありますが、安曇野市運転手の過失も認められるため、安曇野市の過失を 20%とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 5,652 円を支払うものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何ら債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は以上です。

報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市明科七貴 4894 番先 市道明科 1214 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 24 日付けです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 4 年 7 月 21 日、損害賠償請求者が運転する普通自動車が生道を行中、道路に 2 カ所の舗装の破損があり、左側前輪を落としタイヤとホイールなどを破損したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備に起因するものの、前方確認等運転者側にも一定の過失が認められるため、安曇野市の過失を 50%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 134,002 円を賠償するものとして、令和 4 年 8 月 24 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は以上です。

議案第 95 号

令和 4 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 4 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 8,400 万円を追加し、453 億 2,500 万円とします。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の経費及びコロナ禍における必要な経済支援、災害復旧工事に係る経費等に関する追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、4 億 7,538 万 5 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、2 億 3,324 万 4 千円の増額です。全額「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」の増額です。

2 項 国庫補助金で、2 億 4,214 万 1 千円の増額です。「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」（6,148 万 8 千円）の増額、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」（1 億 8,065 万 3 千円）の増額です。

19 款 繰入金は、2 億 861 万 5 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の増額です。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費は、939 万 1 千円の増額です。

2 項 児童福祉費で、令和 3 年度に実施した「子育て世帯等臨時特別支援事業」において、事業費が確定したことに伴う国庫補助金返還金として「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、4 億 7,538 万 5 千円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン追加接種にかかる費用として「ワクチン予防接種事業」(2 億 9,473 万 2 千円)の増額、国の補助金内示を受けた脱炭素化事業を推進する事業者への補助金として「地域脱炭素化推進事業」(1 億 8,065 万 3 千円)の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。)

7 款 商工費は、1 億 8,303 万 3 千円の増額です。

- 1 項 商工費で、コロナ禍における経済対策として、30%のプレミアム付商品券を発行するための事業経費として「プレミアム付商品券事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。)

10 款 教育費は、1,169 万 1 千円の増額です。

- 5 項 社会教育費で、田淵行男記念館棧橋改修工事実施に伴う、建築部材高騰分として「文化振興費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 20 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費は、450 万円の増額です。

- 2 項 農林水産施設災害復旧費で、7 月の豪雨災害による明科萩原地区の五ヶ用水下法面が崩落したことに伴う復旧工事の実施として「耕地災害復旧事業」の増額です。

以上が歳出の概要です。

説明は以上です。

議案第 96 号

令和 2 年度農業用施設災害復旧事業豊科光地区犀川堰堤復旧工事変更請負契約 について

令和 3 年 3 月 17 日に議決を得た、令和 2 年度 農業用施設災害復旧事業 豊科光地区犀川堰堤復旧工事 請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 2 年度 農業用施設災害復旧事業 豊科光地区 犀川堰堤復旧工事
- 2 変更金額 変更前 242,000,000 円
変更後 175,164,000 円
- 3 契約の相手方 ひろおかかたいし
長野県塩尻市広丘堅石 2146-15
株式会社シーテック 松本支店
はまち じゅん
支店長 濱地 純

説明は以上です。